

税関総署

「税関通関単位登録登記管理規定」、「通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告」、「企業所在地申告、企業所在地通過適用範囲拡大に関する公告」を公布

トランザクションバンキング部

2014年3月12日より税関総署より多くの公告が公布され、公布日から施行されています。ここでは、その中でも特に重要と思われる公告について3回に分けてご説明します。96期では図表1の①②⑤を、97期では③④⑦を、本98期では⑥⑧⑨⑩をご説明します。

【図表1：税関総署が公布した公告一覧（重要な公告を抜粋）】

	公布日 施行日	タイトル	概要
①	3/12	税関総署の部分規定廃止に関する決定 (税関総署令第216号)	✓ 税関規則4本の廃止
②	3/12	税関輸入貨物直接返送管理弁法 (税関総署令第217号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 輸入貨物直接返送条件・手続きを規定
③	3/13	税関総署の部分規則改正に関する決定 (税関総署令第218号)	✓ 税関規則15本の改正 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
④	3/12	税関加工貿易貨物監督管理弁法 (税関総署令第219号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 加工貿易に関する税関の基本規則
⑤	3/13	税関輸出入貨物報関単（通関申告書/証明書）修正及び取消管理弁法 (税関総署令第220号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
⑥	3/13	税関通関単位登録登記管理規定 (税関総署令第221号)	✓ 同名の弁法を廃止し新たに制定 ✓ 条件緩和と手続き簡素化
⑦	3/24	税関総署の「税関加工貿易貨物監督管理弁法」執行の関連問題に関する公告 (税関総署公告2014年第21号)	✓ ④の補充規定
⑧	4/1	税関総署の通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告 (税関総署公告2014年第25号)	✓ 税関のペーパーレス化の範囲を拡大、 手続き簡素化
⑨	4/3	税関総署の「税関通関単位登録登記管理規定」関連法律文書と報告表書式公布に関する公告 (税関総署公告2014年第26号)	✓ ⑥の報告書式を制定
⑩	4/10	「企業所在地申告、企業所在地通過」適用範囲拡大に関する公告 (税関総署公告2014年第28号)	✓ 適用範囲拡大

1、⑥税関通関単位登録登記管理規定（税関総署令第221号）について

通関企業と輸出入貨物荷受荷送人の税関登録登記に関する基本規定です。旧弁法が廃止され、条件緩和と手続き簡素化を目的として、新たに制定されました。

本規定では、通関単位の登録登記手続きの簡素化や備案（届出）材料の削減が行われていますので、企業の経営コスト削減が期待されます。

【図表2：単語の解説】

通関単位	税関で登録登記を行った通関企業と輸出入貨物の荷受荷送人
通関企業	税関の登録登記を経て、輸出入貨物の荷受荷送人の委託を受け、委託人の名義或いは自身の名義で代理通関業務を行い、税関サービスに従事する中国税関区内の法人
輸出入貨物の荷受荷送人	直接貨物を輸入或いは輸出する中国税関区内の法人とその他組織或いは個人（所謂、通関企業以外の一般企業）
通関士	通関単位により税関へ備案（届出）され、通関単位の通関業務に専門的に責任を負う人員

(1) 通関企業と輸出入貨物荷受荷送人の登録登記における簡素化

登録登記を行うにあたって、それぞれ図表3のように規定されました。

通関企業が具備すべき条件では、「企業登録資本が150万人民元を下回らない、通関士が5名を下回らない」といった4条件が廃止され、申請書類も簡素化されています。

輸出入貨物の荷受荷送人については、申請書類簡素化に加えて「通関単位登録登記証明書」の有効期限が2年から長期に変更されています。

【図表3：通関企業と輸出入貨物荷受荷送人の登録登記】

	通関企業	輸出入貨物の荷受荷送人
登録登記	所在地の直属税関や、授権された従属税関で登録登記を行う	直接所在地の税関で登録登記を行う
条件	「企業登録資本が150万人民元を下回らない、通関士が5名を下回らない」といった4条件が廃止された ✓ 域内企業法人資格条件を具備する ✓ 法定代表に密貿易記録が無い ✓ 密貿易違反行為によって税関から登録登記許可を取消された記録が無い ✓ 通関サービスに従事する条件への合致が必要な固定経営場所と設備を有する	無し
期限	登録登記許可期限は2年	2年から長期間有効へ
他	分支機構設立についての規定有	臨時登録登記手続きについての規定

(2) 年度報告の提出と通関士の備案

(1) では簡素化が行われていますが、通関単位は毎年6月30日前に登記地税関への「通関単位登録情報年度報告」提出義務が新たに規定されました。

また、他にも、通関士の資格廃止に伴い、通関士について、「通関単位が税関で備案手続きを行い、税関が証明を発行する」とされました。通関士に変更が生じた場合、通関単位は変更事実の発生から30日以内に、登記地の税関で変更手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

(3) 税関特別監督管理区内企業

税関特別監督管理区内（保税エリア）企業は「二重ステータス企業」を税関で登録することができる、と新たに規定されました。

【図表4：特別監督管理区域の二重ステータス企業】

	税関特別監督管理区域内	税関特別監督管理区域外
特別監督管理区域の二重ステータス企業	輸出入貨物の荷受荷送人、通関企業として二重ステータスを有する	通関企業のステータスのみを有する
それ以外の通関単位	輸出入貨物の荷受荷送人、通関企業を同時に登録登記できない	

2、⑧税関総署の通関作業ペーパーレス化改革業務の本格推進の関係事項に関する公告（税関総署公告2014年第25号）について

2012年8月から主要税関にて、税関の企業分類がB類以上の企業と通関企業に対して通関のペーパーレス化が試行されていますが、それをさらに推進するため、範囲を拡大・手続きを簡素化して新たに公布された公告です。

【図表5：税関総署公告2014年第25号の概要】

試行範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行範囲を全国税関の全通関業務現場へ拡大 ✓ 税関移転貨物と“所在地で申告、所在地で通過”貨物の税関作業ペーパーレス化を推進し、区域通関（一定の区域内での税関を跨いで的通関手続き）ペーパーレス化作業の応用を加速 ✓ 速達便・郵便貨物通関作業ペーパーレス化の改革試行を始動
報関単（通関申告書/証明書）附属証明書の試行簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物輸出入時には報関単のみの提出で可 ✓ 税関が要求した時に、契約書、インボイス、パッキングリスト、積荷目録（積荷証明書）等の附属証明書を提出する

3、⑩「企業所在地申告、企業所在地通過」適用範囲拡大に関する公告（税関総署公告2014年第28号）について

2013年10月30日に公布された、「税関総署の区域通関業務改革を全面的に深化することに関する公告」（税関総署公告[2013]58号）の「貨物を輸出入する際に企業所在地税関での申告及び貨物通過手続が可能となる企業」の適用範囲が拡大されました。

【図表6：「企業所在地申告、企業所在地通過」の適用企業】

適用日	対象企業
2013/11/01	輸出入企業の税関企業分類 ¹ がAA類で、かつ通関企業の税関企業分類がB類以上
2014/05/01	「経営単位の税関管理分類がA類で、かつ申告単位の税関管理分類がB類以上の企業」を追加

以上

¹ 税関企業分類とは、法規等の遵守や経営管理状況、税関の管理・統計記録に基づき評価・分類した企業別の管理類別。上位から順にAA類からD類まで5ランクあり、税関への登録後はB類に分類される。AA類：A類を1年以上適用し、前年度輸出入通関申告の誤差率が3%以下等の条件を満たす企業に適用。A類：B類を1年以上適用し、連続1年間密輸等の違反規定がない等の条件を満たす企業に適用。B類：税関への登録後に適用。C類：密輸行為がある場合、税関監視規定への違反行為が1年に3回以上ある場合、等で適用。D類：密輸罪がある場合、密輸行為が1年に2回以上ある場合、等で適用。

以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">海关总署令第 221 号</p> <p>《中华人民共和国海关报关单位注册登记管理规定》已于 2014 年 2 月 13 日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。2005 年 3 月 31 日以海关总署令第 127 号发布的《中华人民共和国海关对报关单位注册登记管理规定》同时废止。</p> <p style="text-align: right;">署长 2014 年 3 月 13 日</p> <p style="text-align: center;">中华人民共和国海关报关单位注册登记管理规定</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为了规范海关对报关单位的注册登记管理，根据《中华人民共和国海关法》（以下简称《海关法》）以及其他有关法律和行政法规，制定本规定。</p> <p>第二条 中华人民共和国海关是报关单位注册登记管理的主管机关。</p> <p>第三条 报关单位办理报关业务应当遵守国家有关法律、行政法规和海关规章的规定，承担相应的法律责任。 报关单位对其所属报关人员的报关行为应当承担相应的法律责任。</p> <p>第四条 除法律、行政法规或者海关规章另有规定外，办理报关业务的报关单位，应当按照本规定到海关办理注册登记。</p> <p>第五条 报关单位注册登记分为报关企业注册登记和进出口货物收发货人注册登记。 报关企业应当经所在地直属海关或者其授权的隶属海关办理注册登记许可后，方能办理报关业务。 进出口货物收发货人可以直接到所在地海关办理注册登记。 报关单位应当在每年 6 月 30 日前向注册地海关提交《报关单位注册信息年度报告》。</p>	<p style="text-align: center;">税関総署令第221号</p> <p>「中華人民共和國税関の通関単位登録登記管理規定」は既に2014年2月13日に税関総署業務会議の審査を通過した、ここに公布し、公布日から施行する。2005年3月31日に税関総署令第127号として公布した「中華人民共和國税関の通関単位登録登記に対する管理規定」は同時に廃止する。</p> <p style="text-align: right;">署長 2014年3月13日</p> <p style="text-align: center;">中華人民共和國税関の通関単位登録登記管理規定</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 税関の通関単位に対する登録登記管理を規範化するために、「中華人民共和國税関法（以下略称「税関法」）」及びその他関連法律と行政法規に基づき、本規定を制定する。</p> <p>第二条 中華人民共和國税関は通関単位登録登記管理の主管機関である。</p> <p>第三条 通関単位が通関業務を行うことは国家関連法律と行政法、税関規則の規定を遵守し、相応の法律責任を負わなければならない。 通関単位はその所属する通関士の通関行為に対して相応の法律責任を負わなければならない。</p> <p>第四条 法律や行政法規或いは税関規則のその他規定を除き、通関業務を行う通関単位は本規定に照らして税関で登録登記を行わなければならない。</p> <p>第五条 通関単位の登録登記は、通関企業の登録登記と輸出入貨物荷受荷送人登録登記に分けられる。 通関企業は所在地の直属税関或いはその授權された従属税関を経て登録登記許可を受けた後、通関業務を行うことができる。 輸出入貨物荷受荷送人は所在地の税関で直接登録登記を行うことができる。 通関単位は毎年6月30日前に登記地の税関へ「通関単位登録情報年度報告」を提出しなければならない。</p>

报关单位所属人员从事报关业务的，报关单位应当到海关办理备案手续，海关予以核发证明。

报关单位可以在办理注册登记手续的同时办理所属报关人员备案。

第六条 进出口货物收发货人应当通过本单位所属的报关人员办理报关业务，或者委托海关准予注册登记的报关企业，由报关企业所属的报关人员代为办理报关业务。

海关可以将报关单位的报关业务情况以及所属报关人员的执业情况予以公布。

第七条 已经在海关办理注册登记的报关单位，再次向海关提出注册登记申请的，海关不予受理。

第二章 报关企业注册登记

第八条 报关企业应当具备下列条件：

- (一) 具备境内企业法人资格条件；
- (二) 法定代表人无走私记录；
- (三) 无因走私违法行为被海关撤销注册登记许可记录；
- (四) 有符合从事报关服务所必需的固定经营场所和设施；
- (五) 海关监管所需要的其他条件。

第九条 申请报关企业注册登记许可，应当提交下列文件材料：

- (一) 《报关单位情况登记表》；
 - (二) 企业法人营业执照副本复印件以及组织机构代码证书副本复印件；
 - (三) 报关服务营业场所所有权证明或者使用权证明；
 - (四) 其他与申请注册登记许可相关的材料。
- 申请人按照本条第一款规定提交复印件的，应当同时向海关交验原件。

通関単位の所属人員が従事する通関業務について、通関単位が税関で備案（届出）手続きを行い、税関が証明を発行しなければならない。

通関単位は登録登記手続きと同時に所属通関士の備案を行うことができる。

第六条 輸出入貨物荷受荷送人は企業に所属する通関士の通関業務を通じて或いは税関が登録登記を許可した通関企業への委託を通じて、通関企業に所属する通関士は通関業務を代理しなければならない。

税関は通関単位の通関業務状況及び所属する通関士の業務執行状況を公表することができる。

第七条 既に税関で登録登記した通関単位は、再度税関へ登録登記申請を提出しても税関は受理しない。

第二章 通関企業の登録登記

第八条 通関企業は以下条件を具備しなければならない。

- (一) 域内企業法人資格条件を具備する
- (二) 法定代表に密貿易記録が無い
- (三) 密貿易違反行為によって税関から登録登記許可を取消された記録が無い
- (四) 通関サービスに従事する必要に合致する固定経営場所と設備を有する
- (五) 税関監督管理が必要とするその他条件

第九条 通関企業が登録登記許可を申請するには、以下資料を提出しなければならない。

- (一) 「通関単位状況登记表」
 - (二) 企業法人営業許可書副本コピー及び組織機構コード証副本コピー
 - (三) 税関サービス営業場所の所有権証明書或いは使用权証明書
 - (四) その他登録登記許可を申請する関連資料
- 申請人は本条第一項規定に照らしてコピーを提出すると同時に税関へ原本を提出して検査を受けなければならない。

第十条 申请人应当到所在地海关提出申请并递交申请注册登记许可材料。
直属海关应当对外公布受理申请的场所。

第十一条 申请人可以委托代理人提出注册登记许可申请。
申请人委托代理人代为提出申请的，应当出具授权委托书。

第十二条 对申请人提出的申请，海关应当根据下列情况分别作出处理：

- (一) 申请人不具备报关企业注册登记许可申请资格的，应当作出不予受理的决定；
- (二) 申请材料不齐全或者不符合法定形式的，应当当场或者在签收申请材料后五日内一次告知申请人需要补正的全部内容，逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理；
- (三) 申请材料仅存在文字性或者技术性等方面可以当场更正的错误的，应当允许申请人当场更正，并且由申请人对更正内容予以签章确认；
- (四) 申请材料齐全、符合法定形式，或者申请人按照海关的要求提交全部补正申请材料的，应当受理报关企业注册登记许可申请，并作出受理决定。

第十三条 所在地海关受理申请后，应当根据法定条件和程序进行全面审查，并且于受理注册登记许可申请之日起 20 日内审查完毕。

直属海关未授权隶属海关办理注册登记许可的，应当自收到所在地海关报送的审查意见之日起 20 日内作出决定。

直属海关授权隶属海关办理注册登记许可的，隶属海关应当自受理或者收到所在地海关报送的审查意见之日起 20 日内作出决定。

第十条 申請人は所在地税関へ申請し、登録登記許可資料を提出申請しなければならない。
直属の税関は申請受理の場所を対外公表しなければならない。

第十一条 申請人は代理人に委託し登録登記許可申請を提出することができる。
申請人が代理人に委託して申請を提出する場合、授權委託書を発行しなければならない。

第十二条 申請人が提出した申請に対して、税関は以下の状況に基づき処理方法を区別しなければならない。

- (一) 申請人が通関企業登録登記許可申請資格を具備していない場合、受理しないという決定を出さなければならない
- (二) 申請資料が完全でない或いは法定形式に合致していない場合、その場或いは申請資料受理の署名をしてから5日以内に、申請人に修正が必要な全内容を一括して告知し、期限を過ぎても告知しない場合、申請資料を受取った日から受理したことにしなければならない。
- (三) 申請資料は文字或いは技術的等のその場で修正できる間違いが存在する場合にのみ、申請人はその場で修正することができ、申請人は修正内容に対して押印を以って確認する。
- (四) 申請資料が完全で法定形式に合致する或いは申請人が税関の要求に照らして修正した全申請資料を提出する場合、通関企業登録登記許可申請は受理され、受理決定がなされなければならない。

第十三条 所在地税関は申請受理後、法定条件と手続きに基づき全面審査を行い、登録登記許可申請受理日から20日以内に審査を完了しなければならない。

直属税関が授權していない従属税関が登録登記許可を行う場合、所在地税関が送付した審査意見を受領してから20日以内に決定しなければならない。

直属税関が授權している従属税関が登録登記許可を行う場合、従属税関は受理或いは所在地税関が送付した審査意見を受け取った日或いは受取った日から20日以内に決定しなければならない。

第十四条 申请人的申请符合法定条件的，海关应当依法作出准予注册登记许可的书面决定，并送达申请人，同时核发《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》。

申请人的申请不符合法定条件的，海关应当依法作出不准予注册登记许可的书面决定，并且告知申请人享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第十五条 报关企业在取得注册登记许可的直属海关关区外从事报关服务的，应当依法设立分支机构，并且向分支机构所在地海关备案。

报关企业在取得注册登记许可的直属海关关区内从事报关服务的，可以设立分支机构，并且向分支机构所在地海关备案。

报关企业分支机构可以在备案海关关区内从事报关服务。备案海关为隶属海关的，报关企业分支机构可以在备案海关所属直属海关关区内从事报关服务。

报关企业对其分支机构的行为承担法律责任。

第十六条 报关企业设立分支机构应当向其分支机构所在地海关提交下列备案材料：

- (一) 《报关单位情况登记表》；
- (二) 报关企业《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》复印件；
- (三) 分支机构营业执照副本复印件以及组织机构代码证书副本复印件；
- (四) 报关服务营业场所所有权证明复印件或者使用权证明复印件；
- (五) 海关要求提交的其他备案材料。

申请人按照本条第一款规定提交复印件的，应当同时向海关交验原件。

经审查符合备案条件的，海关应当核发《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》。

第十四条 申請人の申請が法定条件に合致する場合、税関は法に則って登録登記許可の書面決定許可を出し、申請人へ送ると同時に「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」を発行しなければならない。

申請人の申請が法定条件に合致しない場合、税関は法に則って登録登記許可の書面決定の不許可を出し、申請人へ法に則って行政再討議を申請する或いは行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。

第十五条 通関企業が登録登記許可を取得した直属の税関関区外で通関サービスに従事する場合、法に則って分支機構を設立し、分支機構所在地の税関へ備案しなければならない。

通関企業が登録登記許可を取得した直属の税関関区内で通関サービスに従事する場合、分支機構を設立し、分支機構所在地の税関へ備案することができる。

通関企業の分支機構は備案した税関関区内で通関サービスに従事することができる。備案した税関が従属税関の場合、通関企業の分支機構は備案した税関が所属する直属の税関関区内で通関サービスに従事することができる。

通関企業はその分支機構の行為について法律責任を負う。

第十六条 通関企業が設立した分支機構はその分支機構所在地の税関へ以下備案資料を提出しなければならない。

- (一) 「通関単位状況登记表」
- (二) 通関企業の「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」コピー
- (三) 分支機構の営業許可証副本コピー及び組織機構コード証明書副本コピー
- (四) 通関サービス営業場所所有権証明書コピー或いは使用権証明書コピー
- (五) 税関が提出を要求するその他備案資料

申請人は本条第一項規定に照らしてコピーを提出する場合、同時に税関へ原本を提出して検査を受けなければならない。

審査を経て備案条件に合致していれば、税関は「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」を発行しな

第十七条 报关企业注册登记许可期限为2年。被许可人需要延续注册登记许可有效期的，应当办理注册登记许可延续手续。

报关企业分支机构备案有效期为2年，报关企业分支机构应当在有效期届满前30日持本规定第十六条规定的材料到分支机构所在地海关办理换证手续。

第十八条 报关企业的企业名称、法定代表人发生变更的，应当持《报关单位情况登记表》、《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》、变更后的工商营业执照或者其他批准文件及复印件，以书面形式到注册地海关申请变更注册登记许可。

报关企业分支机构企业名称、企业性质、企业住所、负责人等海关备案内容发生变更的，应当自变更生效之日起30日内，持变更后的营业执照副本或者其他批准文件及复印件，到所在地海关办理变更手续。

所属报关人员备案内容发生变更的，报关企业及其分支机构应当在变更事实发生之日起30日内，持变更证明文件等相关材料到注册地海关办理变更手续。

第十九条 对被许可人提出的变更注册登记许可申请，注册地海关应当参照注册登记许可程序进行审查。经审查符合注册登记许可条件的，应当作出准予变更的决定，同时办理注册信息变更手续。

经审查不符合注册登记许可条件的，海关不予变更其注册登记许可。

第二十条 报关企业办理注册登记许可延续手续，应当在有效期届满40日前向海关提出申请，同时提交本规定第九条第一款第（一）项至第（四）项规定的文件材料。依照海关规定提交复印件的，还应当同时交验原件。

ればならない。

第十七条 通関企業の登録登記許可期限は2年。被許可人が登録登記許可証の有効期限を延長する必要がある場合、登録登記許可の延長手続きをしなければならない。

通関企業の分支機構備案の有効期限は2年であり、通関企業分支機構は有効期限満了の30日前に本規定第十六条規定の資料を以って分支機構所在地の税関で証明書交換手続きをしなければならない。

第十八条 通関企業の企業名称や法定代表人に変更が生じた場合、「通関単位状況登记表」と「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」、変更後の工商営業許可書或いはその他批准文書及びコピーを以って書面形式で登録地の税関で変更登録登記許可申請を行わなければならない。

通関企業の分支機構の企業名称や企業性質、企業住所、責任者等の税関備案内容に変更が生じた場合、変更が発生してから30日以内に、変更後の営業許可書副本或いはその他批准文書及びコピーを以って、所在地の税関で変更手続きを行わなければならない。

所属する通関士の備案内容に変更が生じた場合、通関企業及びその分支機構は変更の事実が発生してから30日以内に、変更証明文書等の関連資料を以って登記地の税関で変更手続きを行わなければならない。

第十九条 被許可人が提出した変更登録登記許可申請について、登記地の税関は登録登記許可手続きを参照して審査を行わなければならない。審査を経て登録登記許可条件に合致している場合、変更許可の決定を出すと同時に、登録情報変更手続きを行わなければならない。

審査の登録登記許可条件に合致しない場合、税関はその登録登記許可の変更を許可しない。

第二十条 通関企業が登録登記許可の延長手続きを行う時、有効期限満了の40日前に税関へ申請を提出すると同時に、本規定第九条第一項第（一）項から第（四）項に規定した資料を提出しなければならない。税関規定に照らしてコピーを提出する場合、同時に原本を提出して

报关企业应当在办理注册登记许可延续的同时办理换领《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》手续。

报关企业未按照本条第一款规定的时限提出延续申请的，海关不再受理其注册登记许可延续申请。

第二十一条 海关应当参照注册登记许可程序在有效期届满前对报关企业的延续申请予以审查。经审查认定符合注册登记许可条件，以及法律、行政法规、海关规章规定的延续注册登记许可应当具备的其他条件的，应当依法作出准予延续2年有效期的决定。

海关应当在注册登记许可有效期届满前作出是否准予延续的决定。有效期届满时仍未作出决定的，视为准予延续，海关应当依法为其办理注册登记许可延续手续。

海关对不再具备注册登记许可条件，或者不符合法律、行政法规、海关规章规定的延续注册登记许可应当具备的其他条件的报关企业，不予延续其注册登记许可。

第二十二条 有下列情形之一的，海关应当依法注销注册登记许可：

- (一) 有效期届满未申请延续的；
- (二) 报关企业依法终止的；
- (三) 注册登记许可依法被撤销、撤回，或者注册登记许可证件依法被吊销的；
- (四) 由于不可抗力导致注册登记许可事项无法实施的；
- (五) 法律、行政法规规定的应当注销注册登记许可的其他情形。

海关依据本条第一款规定注销报关企业注册登记许可的，应当同时注销该报关企业设立的所有分支机构。

検査を受けなければならない。

通関企業は登録登記許可延長と同時に「中華人民共和國税関の通関単位登録登記許可書」の更新手続きを行わなければならない。

通関企業が本条第一項規定の期限に照らして延長申請を提出しない場合、税関はその登録登記許可延長申請を再度受理しない。

第二十一条 税関は登録登記許可手続きに照らして有効期限満了前に通関企業の延長申請を審査しなければならない。審査を経て登録登記許可条件や、法律及び行政法規、税関規則規定の延長登録登記許可が具備すべきその他条件に合致することが認定された場合、法に則って2年の有効期限延長許可の決定を出さなければならない。

税関は登録登記許可の有効期限満了前に延長許可するか否かの決定を出さなければならない。有効期限満了時にまだ決定が出されていない場合、延長を許可したと見做し、税関は法に則ってその登録登記許可延長手続きを行わなければならない。

登録登記許可条件を具備しなくなった、或いは法律や行政法規、税関規則規定の延長登録登記許可が具備すべきその他条件に合致しなくなった通関企業に対して、税関はその登録登記許可の延長を許可しない。

第二十二条 以下状況のいずれか一つに該当する場合、税関は法に則って登録登記許可を取り消さなければならない。

- (一) 有効期限が満了しても延長申請を行っていない
- (二) 通関企業が法に則って終了している
- (三) 登録登記許可が法に則って取消し、撤回されている、或いは登録登記許可書が法に則り取り上げられている
- (四) 不可抗力により登録登記許可事項が実施できなくなった
- (五) 法律と行政法規規定の登録登記許可を取消すべきその他状況

税関は本条第一項規定に照らして通関企業の登録登記許可を取り消す場合、同時に当該通関企業が設立した全分支機構も取り消さなければならない。

<p>第三章 进出口货物收发货人注册登记</p> <p>第二十三条 进出口货物收发货人应当按照规定到所在地海关办理报关单位注册登记手续。</p> <p>进出口货物收发货人在海关办理注册登记后可以在中华人民共和国关境内口岸或者海关监管业务集中的地点办理本企业的报关业务。</p> <p>第二十四条 进出口货物收发货人申请办理注册登记，应当提交下列文件材料，另有规定的除外：</p> <p>(一)《报关单位情况登记表》；</p> <p>(二)营业执照副本复印件以及组织机构代码证书副本复印件；</p> <p>(三)对外贸易经营者备案登记表复印件或者外商投资企业（台港澳侨投资企业）批准证书复印件；</p> <p>(四)其他与注册登记有关的文件材料。</p> <p>申请人按照本条第一款规定提交复印件的，应当同时向海关交验原件。</p> <p>第二十五条 注册地海关依法对申请注册登记材料进行核对。经核对申请材料齐全、符合法定形式的，应当核发《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》。</p> <p>第二十六条 除海关另有规定外，进出口货物收发货人《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》长期有效。</p> <p>第二十七条 下列单位未取得对外贸易经营者备案登记表，按照国家有关规定需要从事非贸易性进出口活动的，应当办理临时注册登记手续：</p> <p>(一)境外企业、新闻、经贸机构、文化团体等依法在中国境内设立的常驻代表机构；</p> <p>(二)少量货样进出境的单位；</p> <p>(三)国家机关、学校、科研院所等组织机</p>	<p>第三章 輸出入貨物の荷受荷送人登録登記</p> <p>第二十三条 輸出入貨物の荷受荷送人は規定に照らして所在地の税関で通関単位の登録登記手続きを行わなければならない。</p> <p>輸出入貨物の荷受荷送人は税関で登録登記後に中華人民共和國税関域内通関地或いは税関監督管理業務集中地点で当該企業の通関業務を行うことができる。</p> <p>第二十四条 輸出入貨物の荷受荷送人が登録登記を申請する時、以下資料を提出しなければならない。別途規定がある場合を除く。</p> <p>(一)「通関単位状況登记表」</p> <p>(二)営業許可書副本コピー及び組織機構コード証明書副本コピー</p> <p>(三)對外貿易經營者備案登記表コピー或いは外商投資企業（台灣・香港・マカオ・華僑の投資企業）批准證書コピー</p> <p>(四)その他登録登記に関連する資料</p> <p>申請人は本条第一項規定に照らしてコピーを提出する場合、同時に税関へ原本を提出して検査を受けなければならない。</p> <p>第二十五条 登録地の税関は法に則って登録登記申請資料に対して照合を行う。申請資料が完全に照合でき、法定形式に合致する場合、「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」を発行しなければならない。</p> <p>第二十六条 税関が別途規定している場合を除き、輸出入貨物の荷受荷送人の「中華人民共和國税関の通関単位登録登記証明書」は長期間有効である。</p> <p>第二十七条 以下単位が對外貿易經營者備案登記表を取得していないものの、国家関連規定に照らして非貿易性輸出入活動に従事する必要がある場合、臨時的に登録登記手続きを行わなければならない。</p> <p>(一)域外企業、新聞、經濟貿易機構、文化団体等の法に則って中国域内で設立した常駐代表機構</p> <p>(二)少量のサンプル輸出入を行う単位</p> <p>(三)国家機関、学校、科学研究所等の組織機構</p>
---	---

构;

(四) 临时接受捐赠、礼品、国际援助的单位;

(五) 其他可以从事非贸易性进出口活动的单位。

第二十八条 临时注册登记单位在向海关申报前,应当向所在地海关办理备案手续。特殊情况下可以向拟进出境口岸或者海关监管业务集中地海关办理备案手续。

第二十九条 办理临时注册登记,应当持本单位出具的委派证明或者授权证明以及非贸易性活动证明材料。

第三十条 临时注册登记的,海关可以出具临时注册登记证明,但是不予核发注册登记证书。

临时注册登记有效期最长为1年,有效期届满后应当重新办理临时注册登记手续。

已经办理报关注册登记的进出口货物收发货人,海关不予办理临时注册登记手续。

第三十一条 进出口货物收发货人企业名称、企业性质、企业住所、法定代表人(负责人)等海关注册登记内容发生变更的,应当自变更生效之日起30日内,持变更后的营业执照副本或者其他批准文件以及复印件,到注册地海关办理变更手续。

所属报关人员发生变更的,进出口货物收发货人应当在变更事实发生之日起30日内,持变更证明文件等相关材料到注册地海关办理变更手续。

第三十二条 进出口货物收发货人有下列情形之一的,应当以书面形式向注册地海关办理注销手续。海关在办结有关手续后,应当依法办理注销注册登记手续。

(一) 破产、解散、自行放弃报关权或者分

(四) 临時的に寄贈、記念品、国家援助を受ける単位
(五) その他非貿易性輸出入活動に従事することができる単位

第二十八条 臨時的に登録登記する単位は、税関へ申告する前に、所在地の税関で備案手続きを行わなければならない。特別な状況下では輸出入する予定の通関地或いは税関監督管理業務集中地の税関で備案手続きを行うことができる。

第二十九条 臨時的に登録登記を行う時、当該単位が発行する委託派遣証明書或いは授權証明書及び非貿易性活動の証明資料を有していなければならない。

第三十条 臨時的に登録登記を行う時、税関は臨時登録登記証明を発行することができるが、登録登記証明書は発行しない。

臨時登録登記の有効期限は最長1年、有効期限満了後は臨時登録登記手続きを再度行わなければならない。

通関登録登記を既に行った輸出入貨物の荷受荷送人に対して、税関は臨時登録登記手続きを行わない。

第三十一条 輸出入貨物荷受荷送人の企業名称や企業性質、企業住所、法定代表人(責任者)等の税関登録登記内容に変更が生じた場合、変更が発生した日から30日以内に変更後の営業許可書副本或いはその他批准文書及びコピーを以って、登記地の税関で変更手続きを行わなければならない。

所属する通関士に変更が生じた場合、輸出入貨物の荷受荷送人は変更事実が発生した日から30日以内に、変更証明文書等の関連資料を以って登記地の税関で変更手続きを行わなければならない。

第三十二条 輸出入貨物の荷受荷送人が以下状況のいずれか一つに該当する場合、書面形式にて登記地の税関で取り消し手続きを行わなければならない。税関は関連手続き完了後、法に則って登録登記取り消し手続きを行わなければならない。

立成两个以上新企业的；
 (二) 被工商行政管理机关注销登记或者吊销营业执照的；
 (三) 丧失独立承担责任能力的；
 (四) 对外贸易经营者备案登记表或者外商投资企业批准证书失效的；
 (五) 其他依法应当注销注册登记的情形。
 进出口货物收发货人未依照本条第一款主动办理注销手续的，海关可以在办结有关手续后，依法注销其注册登记。

第四章 报关单位的管理

第三十三条 报关单位有权向海关查询其办理的报关业务情况。

第三十四条 报关单位应当妥善保管海关核发的注册登记证书等相关证明文件。发生遗失的，报关单位应当及时书面向海关报告并说明情况。

海关应当自收到情况说明之日起 20 日内予以补发相关证明文件。遗失的注册登记证书等相关证明文件在补办期间仍然处于有效期期间的，报关单位可以办理报关业务。

第三十五条 报关单位向海关提交的纸质进出口货物报关单应当加盖本单位的报关专用章。

报关专用章应当按照海关总署统一规定的要求刻制。

报关企业及其分支机构的报关专用章仅限在其取得注册登记许可或者备案的直属海关关区内使用。

进出口货物收发货人的报关专用章可以在全关境内使用。

第三十六条 报关单位在办理注册登记业务时，应当对所提交的申请材料以及所填报信息内容的真实性负责并且承担法律责任。

(一) 破産、解散、通関権の自主放棄或いは2社以上の新企業への分割
 (二) 工商行政管理機関に営業許可証を取り消された或いは取り上げられた
 (三) 独立した責任能力の喪失
 (四) 对外贸易经营者备案登记表或いは外商投资企业批准證書が失効した
 (五) その他法に則って登録登記を取り消さなければならない状況。

輸出入貨物の荷受荷送人が本条第一項に照らして自主的に取り消し手続きを行わない場合、税関は関連手続き完了後に法に則って登録登記を取り消すことができる。

第四章 通関单位の管理

第三十三条 通関単位は税関へその通関業務の処理状況を検索する権利を有する。

第三十四条 通関単位は税関が発行した登録登記証明書等の関連証明文書を適切に保管しなければならない。紛失した場合、通関単位は書面で速やかに税関へ報告し状況説明を行わなければならない。

税関は状況説明を受けた日から20日以内に関連証明文書を再発行しなければならない。紛失した登録登記証明書等の関連証明文書が再発行手続きの間も有効期間である場合、通関単位は通関業務を行うことができる。

第三十五条 通関単位が税関へ提出した紙ベースの輸出入貨物報関単(通関申告書/証明書)には当該単位の通関専用印を押下しなければならない。

通関専用印は税関総署統一規定の要求に照らして作成しなければならない。

通関企業及びその分支機構の通関専門印は、その登録登記許可を取得した或いは備案した直属税関関区内でのみ使用する。

輸出入貨物の荷受荷送人の通関専用印は全税関区内で使用することができる。

第三十六条 通関単位が登録登記業務を行う時、提出した申請資料及び入力して提出した情報内容の真実性に対して責任と法律責任を負わなければならない。

第三十七条 海关依法对报关单位从事报关活动及其经营场所进行监督和实地检查，依法查阅或者要求报关单位报送有关材料。报关单位应当积极配合，如实提供有关情况和材料。

第三十八条 海关对报关单位办理海关业务中出现的报关差错予以记录，并且公布记录情况的查询方式。

报关单位对报关差错记录有异议的，可以自报关差错记录之日起 15 日内向记录海关以书面方式申请复核。

海关应当自收到书面申请之日起 15 日内进行复核，对记录错误的予以更正。

第五章 附则

第三十九条 报关单位、报关人员违反本规定，构成走私行为、违反海关监管规定行为或者其他违反《海关法》行为的，由海关依照《海关法》和《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》的有关规定予以处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第四十条 报关单位有下列情形之一的，海关予以警告，责令其改正，可以处 1 万元以下罚款：

(一) 报关单位企业名称、企业性质、企业住所、法定代表人（负责人）等海关注册登记内容发生变更，未按照规定向海关办理变更手续的；

(二) 向海关提交的注册信息中隐瞒真实情况、弄虚作假的。

第四十一条 《中华人民共和国海关报关单位注册登记证书》、《报关单位情况登记表》、《报关单位注册信息年度报告》等法律文书以及格式文本，由海关总署另行制定公布。

第四十二条 本规定规定的期限以工作日计算，不含法定节假日、休息日。

第三十七条 税関は法に則って通関単位が従事する通関活動及びその経営場所に対して監督管理と実地検査を行い、法に則って調査し或いは通関単位に関連資料を送付するよう要求する。通関単位は積極的に協力し、ありのままに関連状況と資料を提出しなければならない。

第三十八条 税関は通関単位が税関業務を行う中で現れた通関間違いに対して記録化し、記録状況の閲覧方式を公表する。

通関単位は通関間違いに異議のある場合、通関間違いが記録されてから15日以内に記録した税関に書面方式で再審査を申請することができる。

税関は書面申請を受領してから15日以内に再審査を行い、記録間違いがある場合は更正しなければならない。

第五章 附則

第三十九条 通関単位と通関士が本規定に違反し、密貿易行為や税関監督管理規定違反行為或いはその他「税関法」違反行為を起こした場合、税関は「税関法」と「中華人民共和国税関の行政処罰実施条例」の関連規定に照らして処理を行う。罪を犯した場合は、法に則って刑事責任を迫及する。

第四十条 通関単位が以下状況のいずれか一つに該当する場合、税関は警告を行い、改正を命じ、1万元以下の罰金を科すことができる。

(一) 通関単位の企業名称、企業性質、企業住所、法定代表人（責任者）等の税関登録登記内容に変更が生じた時、規定に照らして税関で変更手続きを行っていない

(二) 税関へ提出した登記情報の中に真実状況を隠蔽し、虚偽が含まれている。

第四十一条 「中華人民共和国税関の通関単位登録登記証明書」、「通関単位状況登记表」、「通関単位登記情報年度报告」等の法律文書及び書式は税関総署が別途制定し公布する。

第四十二条 本規定の期限は営業日で計算し、法定祝日と休日は含まない。

第四十三条 本規定中下列用語の含义：
 报关单位，是指按照本规定在海关注册登记的报关企业和进出口货物收发货人。
 报关企业，是指按照本规定经海关准予注册登记，接受进出口货物收发货人的委托，以委托人的名义或者以自己的名义，向海关办理代理报关业务，从事报关服务的中华人民共和国关境内的企业法人。
 进出口货物收发货人，是指依法直接进口或者出口货物的中华人民共和国关境内的法人、其他组织或者个人。
 报关人员，是指经报关单位向海关备案，专门负责办理所在单位报关业务的人员。
 报关差错率，是指报关单位被记录报关差错的总次数，除以同期申报总次数的百分比。

第四十四条 海关特殊监管区域内企业可以申请注册登记成为特殊监管区域双重身份企业，海关按照报关企业有关规定办理注册登记手续。
 特殊监管区域双重身份企业在海关特殊监管区域内拥有进出口货物收发货人和报关企业双重身份，在海关特殊监管区外仅具报关企业身份。
 除海关特殊监管区域双重身份企业外，报关单位不得同时在海关注册登记为进出口货物收发货人和报关企业。

第四十五条 本规定由海关总署负责解释。

第四十六条 本规定自公布之日起施行。
 2005年3月31日以海关总署令第127号发布的《中华人民共和国海关对报关单位注册登记管理规定》同时废止。

第四十三条 本規定中の以下用語の意味：
 通関単位とは、本規定に照らして税関で登録登記を行った通関企業と輸出入貨物の荷受荷送人を指す。
 通関企業とは、本規定に照らして税関の許可を経て登録登記し、輸出入貨物の荷受荷送人の委託を受け、委託人の名義或いは自身の名義で、税関で代理通関業務を行い、通関サービスに従事する中華人民共和国税関区内の企業法人を指す。
 輸出入貨物の荷受荷送人とは、法に則って直接貨物を輸入或いは輸出する中華人民共和国税関区内の法人とその他組織或いは個人を指す。
 通関士とは、通関単位により税関へ備案され、通関単位の通関業務に専門的に責任を負う人員を指す。
 通関誤差率とは、通関単位が登録された通関誤差の総回数を同時期の申告総数で割ったパーセンテージを指す。

第四十四条 税関特別監督管理区内の企業は、特別監督管理区域の二重ステータス企業として登録登記を申請することができ、通関企業の関連規定に照らして税関は登録登記手続きを行う。
 特別監督管理区域の二重ステータス企業は、税関特別監督管理区域内で輸出入貨物の荷受荷送人と通関企業の二重ステータスを有し、税関特別監督管理区外では通関企業のステータスのみを有する。
 税関特別監督管理区域の二重ステータス企業を除いて、通関単位は同時に税関で輸出入貨物の荷受荷送人と税関企業として登録登記してはならない。

第四十五条 本規定は税関総署が解釈に責任を負う。

第四十六条 本規定は公布日から施行する。2005年3月31日に税関総署令第127号として公布した「中華人民共和国税関の通関単位に対する登録登記管理規定」は同時に廃止する。

关于深入推进通关作业无纸化改革工作有关事项的公告
 (海关总署公告2014年第25号)

为进一步做好2014年通关作业无纸化改革工作，海关总署决定，在2013年改革试点取得明显成效的基础上，在全国海关深入推进通关作业无纸化改革工作。现就有关事项公告如下：

一、扩大试点范围：

- (一) 试点范围扩大至全国海关的全部通关业务现场。
- (二) 全面推进转关货物和“属地申报、属地放行”货物通关作业无纸化改革，加快区域通关改革无纸化作业的深化应用。
- (三) 启动快件、邮运货物通关作业无纸化改革试点。

二、试点简化报关单随附单证：

(一) 进口货物

1. 加工贸易及保税类报关单：

合同、装箱清单、载货清单（舱单）等随附单证企业在申报时可不向海关提交，海关审核时如需要再提交。

2. 非加工贸易及保税类报关单：

装箱清单、载货清单（舱单）等随附单证企业在申报时可不向海关提交，海关审核时如需要再提交。

3. 京津冀海关实施区域通关一体化改革的报关单：

合同、装箱清单、载货清单（舱单）等随附单证企业在申报时可不向海关提交，海关审核时如需要再提交。

(二) 出口货物

出口货物各类报关单，企业向海关申报时，合同、发票、装箱清单、载货清单（舱单）等随附单证可不提交，海关审核时如需要再提交。

通関作業ペーパーレス化改革業務を深く推進する関連事項に関する公告
 (税関総署公告2014年第25号)

2014年の通関作業ペーパーレス化改革業務をさらに一歩進めるために税関総署が決定した、2013年改革試行が明らかな効果を得ている基礎に立って、全国税関は通関作業ペーパーレス化改革業務をさらに促進する。ここに関連事項を以下のように公告する。

一、試行範囲の拡大

- (一) 試行範囲を全国税関の全通関業務現場へ拡大する。
- (二) 税関移転貨物と“所在地で申告、所在地で通過”貨物の税関作業ペーパーレス化改革を全面的に推進し、区域通関改革ペーパーレス化作業深化応用を加速する。
- (三) 速達便・郵便貨物通関作業ペーパーレス化の改革試行を始動する。

二、報関単（通関申告書/証明書）附属証明書の試行簡素化

(一) 輸入貨物

1. 加工貿易及び保税類報関単：

契約書、パッキングリスト、積荷目録（積荷証明書）等の附属証明書を企業は申告時に税関へ提出しなくて良い、税関審査時に必要な場合は提出する。

2. 非加工貿易及び保税類報関単：

パッキングリスト、積荷目録（積荷証明書）等の附属証明書を企業は申告時に税関へ提出しなくて良く、税関審査時に必要な場合は提出する。

3. 北京市・天津市・河北省からなる地域の通関実施区域における税関一体化改革の報関単：

契約書、パッキングリスト、積荷目録（積荷証明書）等の附属証明書を企業は申告時に税関へ提出しなくて良く、税関審査時に必要な場合は提出する。

(二) 輸出貨物

輸出貨物の各類報関単は、企業が税関へ申告する時、契約書、インボイス、パッキングリスト、積荷目録（積荷証明書）等の附属証明書を提出しなくて良く、税関審査時に必要な場合は提出する。

三、试点企业经报关所在地直属海关同意，在与报关所在地直属海关、第三方认证机构（中国电子口岸数据中心）签订电子数据应用协议后，可在该海关范围内适用“通关作业无纸化”通关方式。

经海关同意准予适用“通关作业无纸化”通关方式的进出口企业需要委托报关企业代理报关的，应当委托经海关准予适用“通关作业无纸化”通关方式的报关企业。

四、经海关批准的试点企业可以自行选择有纸或无纸作业方式。选择无纸作业方式的企业在货物申报时，应在电子口岸录入端选择“通关无纸化”方式。

五、对于经海关批准且选择“通关作业无纸化”方式申报的经营单位管理类别为AA类企业或A类生产型企业的，申报时可不向海关发送随附单证电子数据，通关过程中根据海关要求及时提供，海关放行之日起10日内由企业向海关提交，经海关批准符合企业存单（单证暂存）条件的可由企业保管。

对于经海关批准且选择“通关作业无纸化”方式申报的其他管理类别的经营单位，应在货物申报时向海关同时发送报关单和随附单证电子数据。

六、各有关单位需要查阅、复制海关存档的报关单及随附单证电子数据档案时，应按照规定办理手续，海关根据电子档案出具纸质件并加盖单证管理部门印章。

七、涉及许可证件但未实现许可证件电子数据联网核查的进出口货物暂不适用“通关作业无纸化”作业方式。

本公告内容自2014年4月1日起施行，海关总

三、パイロット企業が通関所在地直属の税関の同意を経て、税関所在地の直属税関、第三者認証機構（中国電子口岸データセンター）と電子データ応用契約に調印した後、当該税関の範囲内で“通関作業ペーパーレス化”の通関方式を採用することができる。

税関の同意許可を経て“通関作業ペーパーレス化”の通関方式を採用した輸出入企業が通関企業へ代理通関を委託する必要がある場合、税関許可を経て“通関作業ペーパーレス化”の通関方式を採用する通関企業に委託しなければならない。

四、税関批准を経たパイロット企業は自身でペーパー或いはペーパーレス作業方式を選ぶことができる。ペーパーレス作業方式を選択した企業は貨物申告時に電子口岸データ入力項目で“通関ペーパーレス化”方式を選択しなければならない。

五、税関批准を経て“通関作業ペーパーレス化”申告方式を選択した経営単位がAA類企業或いはA類生産型企業である場合、申告時は税関へ附属証明書電子データを送らなくてよく、通関過程で税関の要求があった場合は速やかに提供し、通関日から10日以内に企業が税関へ提出するものとし、税関批准を経て企業預金証書（暫定的に存在する証明書）の条件に合致する時は企業で保管することができる。

税関批准を経て“通関作業ペーパーレス化”申告方式を選択したその他管理分類の経営単位は、貨物申告時に税関へ同時に報関単と附属預金証明電子データを送付しなければならない。

六、各関連単位は税関が保存している報関単及び附属証明書電子データ保存書類を調査して複製する必要がある時、規定に照らして手続きを行い、税関は電子保存書類に基づき紙ベースで押印済の証明書管理部門の印章を発行しなければならない。

七、許可証に関わるが許可証電子データネットワーク審査がまだ実現していない輸出入貨物は“通関作業ペーパーレス化”作業方式を暫く適用しない。

本公告の内容は2014年4月1日から施行し、税関総署公告

署公告2013年第19号同时废止。
特此公告。

海关总署
2014年4月1日

海关总署公告 2014 年第 26 号

海关总署关于公布《中华人民共和国海关报关单位注册登记管理规定》所涉及法律文书和报表格式的公告

发布时间：2014-04-04

现将《中华人民共和国海关报关单位注册登记管理规定》（海关总署令第 221 号）执行过程中涉及的法律文书及相关报表格式样予以公布，自公布之日起施行。

特此公告。

附件：

1. 报关企业注册登记许可(延续) 申请书
2. 报关企业注册登记许可变更申请书
3. 报关单位情况登记表
4. 报关单位注册信息年度报告
5. 中华人民共和国海关报关单位注册登记证书
6. 临时注册登记证明

海关总署公告 2014 年第 28 号

关于扩大“属地申报、属地放行”适用范围的公告

发布时间：2014-04-14

为适应区域经济一体化的发展要求，进一步深化区域通关改革，提升海关通关监管工作的整体效能，简化海关手续，提高通关效率，海关总署决定扩大“属地申报、属地放行”适用范围，现将有关事项公告如下：

自 2014 年 5 月 1 日起，经营单位的海关管理类别为 A 类，且申报单位的海关管理类别为 B 类（含 B 类）以上企业的进出口货物，可

2013年第19号は同時に廃止する。
ここに公告する。

税関総署
2014年4月1日

税関総署公告 2014 年第 26 号

税関総署の「中華人民共和国税関の通関単位登録登記管理規定」関連法律文書と報告書式公布に関する公告

公布時間：2014-04-04

「中華人民共和国税関の通関単位登録登記管理規定」（税関総署令第 221 号）の執行過程に関連する法律法規文書及び関連申告表の様式を公布する、公布日から施行する。

ここに公告する。

添付資料：

1. 通関企業登録登記許可（延長）申請書
2. 通関企業登録登記許可変更申請書
3. 通関単位状況登记表
4. 通関単位登録情報年度報告
5. 中華人民共和国税関通関単位登録登記証書
6. 臨時登録登記証明

税関総署公告 2014 年第 28 号

「企業所在地申告、企業所在地通過」適用範囲拡大に関する公告

公布時間：2014-04-14

区域経済一体化の発展要求に適応し、区域通関改革をさらに一歩進め、税関通関監督管理業務の全体機能を向上させ、税関手続きを簡素化し、通関効率を高めるために、税関総署は「企業所在地申告、企業所在地通過」の適用範囲を拡大することを決定した、関連事項をここに公告する。

2014 年 5 月 1 日から、経営単位の税関管理分類が A 類で、かつ申告単位の税関管理分類が B 類以上の企業の輸出入貨物は、「税関総署の区域通関業務改革を全面的に

<p>按照《海关总署关于全面深化区域通关业务改革的公告》(海关总署公告〔2013〕58号)规定,适用“属地申报、属地放行”。特此公告。</p> <p style="text-align: right;">海关总署 2014年4月10日</p>	<p>深化することに関する公告」(税関総署公告〔2013〕58号)規定に照らして、「企業所在地申告、企業所在地通過」を適用することができる。ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">税関総署 2014年4月10日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国) トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亜大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007